**中間検査における事前チェックリスト**

書類不備とならないように申請前に点検し□をチェックし、申請時に添付してください。

１　事前確認（確認済証が交付されてから中間検査申請の前まで）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 【工事着手前】  工事監理者が未選任の場合は選任し、工事監理者（施工者）選任届を提出すること。 |
|  | 【設計変更を行う場合】  計画変更確認申請などの手続きが必要かどうかを事前に秋田市と協議すること。 |
|  | 【２週間程度前】（直前の確認を申請した先が指定確認検査機関である場合）  当該建築物の計画に係る確認に要した確認申請図書または計画変更がある場合はその確認申請図書を提出すること。 |
|  | 【工事監理者等を変更する場合】  建築主等名義変更届を提出すること（建築主、施工者についても同様） |
|  | 【（特定工程工事終了予定日の）１週間程度前】  検査日、準備する書類および申請手数料等について、事前に秋田市と協議すること。 |

２　中間検査申請に必要な書類のチェック

|  |  |
| --- | --- |
|  | 中間検査申請書 |
|  | 内装の仕上げ材料等の工事が終了している部分のある場合はシックハウスに関する写真（使用材料の種類、施工状況が確認出来るもの） |
|  | 建築基準法第７条の５の適用を受ける場合は、構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（型式部材等を使用する場合など） |
|  | 軽微な変更がある場合は「軽微な変更説明書」 |
|  | 委任状（代理者による申請を行う場合） |
|  | 設計者または工事監理者の建築士免許の写し（建築士の変更がある場合）  ＊事前に建築主等名義変更届を提出すること |

３　中間検査申請書のチェック

|  |  |
| --- | --- |
|  | 完了検査申請書第２面の内容が確認申請書第２面と同じであるか。  （委任状および建築士免許の写しを提出する場合は、これらと整合されているか） |
|  | 設計者、工事監理者の資格は十分か。また事務所登録は切れていないか。 |
|  | 写真は、必要な箇所が撮影されているか。また、確認できるか。 |

４　手数料に関するチェック

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 中間検査申請手数料の算定 | |
| 床面積の合計 | 手数料 |
| ～30㎡以内 | 12,000円 |
| 30㎡超～100㎡以内 | 14,000円 |
| 100㎡超～200㎡以内 | 21,000円 |
| 200㎡超～500㎡以内 | 28,000円 |
| 500㎡超～1000㎡以内 | 49,000円 |
| 1000㎡超～2000㎡以内 | 66,000円 |
| 2000㎡超～10000㎡以内 | 151,000円 |
| 10000㎡超～50000㎡以内 | 251,000円 |
| 50,000㎡超～ | 519,000円 |

５　その他の手続きに関するチェック

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |